

確定申告は正しく、期限までに

# 納税相談を開催します

期間 2月16日(月)～3月16日(月)

時間 午前9時～11時

午後1時～4時

(木曜日は午後7時まで)  
※受付は午前8時30分から

会場 役場 第3会議室

今年も所得税・住民税の申告時期になりました。確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませていなかったり、誤った申告をしたりすると、後で延滞税等を納めなければならぬことになりかねません。期限内に正しい申告を行ってください。なお、毎週木曜日は午後7時まで納税相談を行いますので、都合で指定日に相談できない方は、ご利用ください。

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
15	16 平和台	17 向原 大林	18 栄町 1・2区	19 西軽井沢 (第1～3地区)	20 西軽井沢 (第4～6地区)	21
22	23 上宿	24 小田井 荒町	25 桜ヶ丘 児玉(1～6)	26 児玉(7～)	27 三ツ谷 旭町	28

## 3月

毎週木曜日は、  
午後7時まで  
受け付けます。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 塩野1～5	3 塩野6～8 寺沢	4 清万 一里塚	5 八ヶ倉 馬瀬口1～2	6 馬瀬口3～6	7
8	9 豊昇 面替	10 草越 広戸	11 予備日	12 予備日	13 予備日	14
15	16 予備日	※指定日にご相談ください。指定日に受けられない方は、期間中の別の日、時間外相談日、または予備日をご利用ください。				

- 確定申告書はご自分で記載していただくことが原則です。印鑑、筆記用具等をご持参ください。
- 譲渡所得のある人、青色申告の人、税務署から呼び出しのある人は、直接税務署へご相談ください。
- 相談会場は2階となります。身体などの都合で階段の利用が困難な方は、税務課窓口へ声をかけてください。

## 所得税

所得税は、個人の収入に対してかかる税金で、その人の一年間のすべての収入から所得控除を引いた残りの課税所得に税率をかけて税額を計算します。

## 確定申告が必要な人

勤務先で年末調整が済んでいる方以外で

- ① 事業所得・不動産所得などがある人、土地や建物などを売った人。
- ② 一時所得(生命保険の満期返戻金など)のある人。
- ③ 年の途中で仕事を変わった人(給与を合算して年末調整された人は不要です)
- ④ 医療費控除や住宅ローン減税を受けようとする人。
- ⑤ 年金のみの受給者で所得税を源泉徴収されている人、また2ヶ所以上から受給している人。

町民税・県民税  
町民税は、前年の収入に対し平成21年1月1日現在住所がある市町村で課税されます。  
次の項目に該当する方は、平成21年度町民税・県民税の申告についてのお知らせを送付の際同封してある、町県民税申告書に必要事項を記載の上、返信用封筒で返送してください。

- 前年中に収入がなかった人
- 所得税の確定申告が必要ない人
- 遺族・障害・恩給などの非課税所得の受給者

※勤務先で年末調整をした人は必ず確定申告を行ってください  
※個々のケースで確定申告が必要か不要かわる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

## 主な必要書類等

- 印鑑
- 給与・年金の源泉徴収票
- 事業所得の人は  
収支内訳書(証拠書類等持参)
- 土地等を売った人は  
契約書、必要経費が分かるもの
- 国民年金、生命保険、地震保険等の各種所得控除証明書
- 医療費控除を受ける人は、  
その領収書と生命保険や福祉医療等の補填が分かるもの(領収書は個人ごとにまとめてください)
- 住宅ローン減税を受ける人は、  
登記簿謄本、住民票、請負契約書の写し、年末借入金残高証明書

## 住民税の住宅ローン減税の申告もお忘れなく!

平成18年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン減税を受けている方で、所得税から控除しきれなかった方が対象になります。この申告をすると、平成21年度住民税が減額になります。

### 問い合わせ先

税務課住民税係(内線42・43)

## 申告書の作成は 便利なホームページで

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷してそのまま提出できます。ぜひご利用ください。

### 国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

### 問い合わせ先

佐久税務署  
〒385-8611  
佐久市岩村田1201-2  
0267-67-3460

地方税電子申告 e L T A X (エルタックス)  
平成20年12月から利用開始



e L T A X (エルタックス)とは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

### 利用できる税目

- 法人町民税
- 個人住民税  
(給与支払報告書や特別徴収関連手続き)
- 固定資産税(償却資産)

eLTAX(エルタックス)ホームページ  
<http://www.eltax.jp/index.html>

### 問い合わせ先

(社)地方税電子化協議会 0570-081459  
※全国どこからでも市内通話料金で利用できます。